

平成 30 年 5 月 14 日現在

機関番号：34517

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2016～2017

課題番号：16H07370

研究課題名（和文）日本におけるフリースクール創設期の社会史的研究

研究課題名（英文）Sociohistorical research on the earliest stages of free schools in Japan

研究代表者

田中 佑弥（TANAKA, Yuya）

武庫川女子大学・教育研究所・助手

研究者番号：70779230

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：今日のフリースクールの制度化を問題意識の前提に、フリースクールや不登校生支援のあり方を根本から考察するために、日本におけるフリースクール創設期を主たる研究対象とした。フリースクールに対する期待は大きいですが、共通の理念がないままに曖昧に「フリースクール」という語が濫用されてきた。同様に、不登校生支援も拡充されてきたが、共通の理念は形成されないまま現在に至っている。完全な一致は不可能であるとしても、学校に行っていない子どもたちにとって真に望ましい支援のためには、当事者の視点に立った理念の共有が必要となる。

研究成果の概要（英文）：Given the premise of the current issue of systematizing free schools, my research focused on the earliest stages of free schools in Japan for a radical consideration of the concept of free schools and support for students not attending school. While expectations for free schools are high, the phrase “free school” has been used and abused as a vague umbrella term. Similarly, support for students not attending school has been expanded without ever forming a common concept. While complete agreement may be impossible, shared concepts from the viewpoint of the people involved are required to achieve the kind of support truly needed by the children not attending school.

研究分野：教育社会学

キーワード：フリースクール 親の会 不登校 登校拒否 社会史

1. 研究開始当初の背景

(1) フリースクールへの注目

日本におけるフリースクールの草分けである東京シューレは、小学校教師であった奥地圭子によって、1985年に設立された。その背景には1975年以降、増え続けた不登校がある。現在も13万人以上の小中学生が、不登校となっている。

さまざまな施策が展開されたが、少子化にもかかわらず不登校は減少しないため、フリースクールを法的に位置づけることが検討された。紆余曲折を経て、2016年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「教育機会確保法」と略記）が制定された。教育機会確保法は、不登校等によって学校での教育の機会を得られない人びとに、学校以外の場において学ぶ機会を提供することを目的にしており、フリースクールも重要な学校外の学びの場の一つである。

このようにフリースクールは注目されたが、日本においてフリースクールがどのように成立したのかという点は、十分に研究されていない。

(2) 先行研究の検討

日本におけるフリースクール研究は、フリースクールの源流として知られるサマーヒル・スクール（Summerhill School）を創設したニール（Neill, A. S.）の教育思想研究として始まった。戦前からニールと交流のあった霜田静志は翻訳や解説記事（霜田 1929 など）を通して、ニールやサマーヒル・スクールの紹介に努め、後には堀（1984）、永田（1996）、山崎（1998）などのニール研究がなされた。

日本において「フリースクール」という語が広まった契機は、ジャーナリストである大沼安史の著作『教育に強制はいらない——欧米のフリースクール取材の旅』（大沼 1982）の出版である。教育問題の噴出を背景に、既存の教育とは異なる新たな教育の形として「フリースクール」が注目されるようになった。

社会的認知度の高まりとともに、フリースクールが研究対象として取り上げられるようになった。まず、フリースクールの広まりが質問紙調査によって検討され（菊池・永田 2001）、後に特異な教育の場であるフリースクールの実態をエスノグラフィーによって描き出す研究がなされた（佐川 2006、森田 2007 など）。

このように先行研究は、思想研究や量的調査、質的調査を行っているが、日本のフリースクールの歴史研究は、ほとんどなされてこ

なかった。これは日本のフリースクールが1980年代以降に広まったため歴史が浅く、歴史研究の対象とらしくなかったからであると考えられる。しかし、日本のフリースクールの草分けである東京シューレの運営期間が30年を超えるなど、日本のフリースクール実践にも一定の蓄積がなされている。また、創設者が高齢になり、次世代にフリースクールの運営を委ねる事例も増えており、日本のフリースクールの歴史を検討すべき時期になったと言える。

【参考文献】

堀真一郎（1984）『ニールと自由の子どもたち——サマーヒルの理論と実際』黎明書房。
菊池栄治・永田佳之（2001）「オルタナティブな学び舎の社会学——教育の〈公共性〉を再考する」『教育社会学研究』68, pp. 65-84.

森田次朗（2007）「現代日本における「欧米型」フリースクールの変容に関する社会的考察——京都市における事例 Z をとおして」『京都社会学年報』15, pp. 169-184.

永田佳之（1996）『自由教育（フリースクール）をとらえ直す——ニールの学園＝サマーヒルの実際から』世織書房。

大沼安史（1982）『教育に強制はいらない——欧米のフリースクール取材の旅』一光社。

佐川佳之（2006）「不登校経験について「語らない」ということ——コミュニケーション空間としてのフリースクールに関する一考察」『一橋論叢』135(2), pp. 258-278.

霜田静志（1929）「新人ニールの学校——自由教育と不良児の救済」『教育週報』1929年8月17日付。

山崎洋子（1998）『ニール「新教育」思想の研究——社会批判にもとづく「自由学校」の地平』大空社。

2. 研究の目的

本研究では、日本においてフリースクールがどのようなものとして成立したのか、またどのように制度化を志向してきたのか、について検討した。

単に過去の出来事を明らかにするだけでなく、現在のフリースクールの制度化を問題意識の前提に考察した。

なぜならば後述するように、不登校の子どもたちの支援をなぜ行うのかという根本的な理念をめぐって混乱があり、そもそも「フリースクール」とは何かという点が実践においても研究においても不明確になっているからである。

3. 研究の方法

研究方法は主として文献調査である。公刊物のみならず過去の集会配布資料など、入手困難な資料を関係者より入手し、分析した。

また、フリースクール主催行事への参加などのフィールドワークや、フリースクール関係者へのインタビューを実施した。

4. 研究成果

(1) 日本における「フリースクール」概念

「日本における「フリースクール」概念に関する考察」(下記〔雑誌論文〕③)では、日本で「フリースクール」という語が広まる過程とその問題点を検討した。

大沼安史の『教育に強制はいらない——欧米のフリースクール取材の旅』によって、「フリースクール」が知られるようになったが、大沼の言う「フリースクール」は、欧米の公立学校や小規模な私設スクール、互助的な学習グループなどが未整理に紹介されており、学問的厳密性を重視せずに、既存の教育を問い直す当時の実践を言い表す言葉として「フリースクール」が用いられていた。

『教育に強制はいらない』が大変な評判となったため、版元である一光社を拠点にフリースクール研究会が1983年に発足したが、同会においてもフリースクールの定義は曖昧であった。しかし、フリースクール研究会には、その後実際に新たな学びの場をつくる人びとが参加しており、日本の教育の刷新を求める先鋭的な人びとに一定の影響を与えた。

「フリースクール」という語は、その後、子どもの自主性を尊重するフリースクールから、死傷事件が生じた矯正施設まで、さまざまな施設を対象に濫用されることになった。

現在に至る「フリースクール」概念の混乱は、フリースクールが日本に紹介されたときから始まっているものと考えられる。

(2) フリースクールと行政の関係性

「フリースクールへの通学定期券制度の準用過程」(下記〔雑誌論文〕①)では、フリースクールへの通学定期券制度適用を求めた1990年代前半の活動を事例として、フリースクールと行政の関係性を考察した。

活動の中心を担った東京シューレは開設直後から、子どもの権利保障として、通学定期券利用を求めていたが、実現していなかった。

従来、文部省は不登校の主因を当事者に求めがちであったが、同省の学校不適応対策調査研究協力者会議は「中間まとめ」を1990

年に発表し、不登校はどの子どもにも起こりうると認識を改めた。これを追い風として東京シューレは署名活動を展開し、文部省に通学定期券制度の適用を求めた。

当初は通常に通学定期券制度の適用を求めていたが、交渉の結果、実習用通学定期券制度の準用が1993年に認められることになった。実習用通学定期券は、生徒が実習先に通う際に購入するものである。小学校または中学校の校長がフリースクールを「実習先」と認めると、フリースクールに通うための実習用通学定期券の購入が可能になったのである。

実習用通学定期券の準用は、不登校の子どもたちの権利を保障したいフリースクールと、学校復帰を望む文部省という交わらない両者の理念が交渉の末に至った複雑な合意であった。フリースクールにとっては不登校の子どもたちの権利を漸進的に保障する契機になった一方、文部省にとっても学校復帰を前提に「民間の相談・指導施設」の利用を認めることで、急増する不登校への対応策の一つとしたのである。

不登校への対応をめぐってフリースクールと行政のあいだに根本的な見解の相違があったが、実質的にフリースクールに通う子どもたちのためになる制度とすることが重視された。

フリースクールと行政の交渉により制度変更がなされた初の事例である通学定期券制度の準用は、フリースクールの制度化を考えるにあたって参照されるべき重要な先例である。

(3) フリースクールの制度化

「フリースクールの制度化に関する考察」(下記〔雑誌論文〕②)では、フリースクールの制度化に先行してフリースクールに言及した政府の有識者会議の報告書や、制度化に反対する障害者運動の主張を検討した。政府の有識者会議が主に人的資本の有効活用という観点からフリースクールの制度化を捉えているのに対し、「普通学級」へのインクルージョンを主張してきた障害者運動は「分離・別学体制」の強化と捉えている。

そして、さまざまな批判があるなかで、NPO法人フリースクール全国ネットワーク代表理事の奥地圭子は、不登校の子どもたちの権利を保障するという観点から、フリースクールの制度化を推進していることをインタビューにより明らかにした。

教育機会確保法は20条からなる理念法であり、フリースクールの制度化がどのようなものになるかは未だ不明確である。その成否は実務者による制度設計、運用にかかっており、どのような理念によって進められるかが重要である。フリースクールの制度化が、不

登校の子どもの権利保障のためか、あるいは人的資本を最大限に活用するためなのかが問われることも予想される。

支援が人的資本の観点からなされるならば、当事者にとって「支援」は経済的価値としての「能力」を測定され、管理されることになりかねない。フリースクールの制度化を子どもたちにとって有益なものとするために、さらなる研究と実践が必要とされている。

(4) 「親の会」の実践

日本のフリースクール創設期に、「親の会」（不登校生の保護者の自助グループ）は、大きな役割を果たした。日本では不登校の子どもたちが通う場としてフリースクールが広がってきたからである。「親の会」が母体となっているフリースクールも多い。

「親の会」についての理解を深めるために、1991年に発足した「学校に行かない子と親の会（大阪）」の協力を得て、資料集（下記〔図書〕①）を作成した。

また、「学校に行かない子と親の会（大阪）」世話人代表である山田潤氏や「親の会」参加者へのインタビューを実施し、その概要を学会にて報告した（下記〔学会発表〕①および②）。

不登校に対する親の責任が問われる時代に、母親が中心となって親の会は手探りで自律的な実践を積み重ねてきた。共働き世帯の増加や経済的困窮の広まりのなかで、親の会の活動は現在、停滞傾向にある。しかし、不登校支援の拡大によって当事者の自律性の低下が危惧されるなか、親の会が有している自律性は再評価されるべきものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計6件）

①田中佑弥（2018）「フリースクールへの通学定期券制度の準用過程——フリースクールと行政の関係性に着目して」『社会文化研究』20, pp.73-88.〔査読有〕

②田中佑弥（2017）「フリースクールの制度化に関する考察——不登校生支援のあり方をめぐる論争を中心に」『臨床教育学研究』23, pp.13-22.〔査読有〕

③田中佑弥（2016）「日本における「フリースクール」概念に関する考察——意識としての「フリースクール」とその濫用」『臨床教育学論集』8, pp.23-39.〔査読有〕

〔学会発表〕（計2件）

①田中佑弥「母親にとっての不登校——「親の会」参加者へのインタビューから」武庫

川臨床教育学会第12回研究大会、武庫川女子大学、2017年7月30日。

②田中佑弥「山田潤の教育と労働に関する問題意識——『ハマータウンの野郎ども』『学校に行かない子と親の会（大阪）』を中心に」日本子ども社会学会第24回大会、東京学芸大学、2017年7月1日。

〔図書〕（計1件）

①田中佑弥編（2017）『「学校に行かない子と親の会（大阪）」の25年』武庫川女子大学教育研究所。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田中 佑弥 (TANAKA Yuya)

武庫川女子大学・教育研究所・助手

研究者番号：70779230